

自主防災組織づくりをめざして

芦屋市 都市建設部防災安全課
芦屋市精道町7番6号
TEL 0797-38-2093
FAX 0797-38-2157

1 自主防災組織の必要性

皆様もよくご存知のように、私たちは今回の阪神・淡路大震災を通じて、地域の人を救うのは地域の人々であることを痛感しました。

大震災では、道路の損壊、通信・水道等のライフラインが途絶し、同時に、火災や建物の倒壊等が多発しました。このような事態に対し、市では全力をあげて災害対策を実施しますが、消火活動・救出救護活動等のためには、防災関係機関のみでは対応することは不可能であります。

このようなおりには、地域住民による人命救助・初期消火・避難誘導等の防災活動を行っていただくことが、災害による被害を最小限に食い止めることとなります。

2 自主防災組織とは

防災を目的とした、市民の自発的な地域組織です。

3 自主防災組織の意義

防災は自分の家族の生命・財産にかかる問題です。しかし、自分の家族だけでは対応できない場合があります。日ごろから近隣の人々との交流を通じて、地域の防災に関することを考え自主防災活動を活発にしておくことが大切と考えます。

住民相互の連帯意識に基づき、地域の安全を図るための組織をつくり、防災関係機関と連携をしながら災害の防止と災害発生時の被害の軽減を図るためです。

4 自主防災組織の単位

自主防災組織は・ 各自治会

・ 町内会

・ その他地域の実情に応じたものを単位としてつくります。

5 自主防災組織づくりにあたって

① 近隣の人達や自治会等で地域の安全を図るため、どうすればよいかを話し合います。

② どんな組織をつくれればよいか。

③ 日ごろはどんなことをすればよいか、災害時にはどのようなことをするのか。

④ 目的、活動内容・組織役員・規約などを決め、自主防災組織をつくります。

6 結成後の活動

① 年間計画を立て活動します。

② 平常時は、防災意識の普及や訓練の実施に取り組みます。

③ 消防本部・防災安全課・防災関係機関と連携し、実際的な訓練等の活動を行います。

〇〇〇(町)自主防災会規約(例)

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇(町)自主防災会と称する。

(目的)

第2条 この会は、住民の相互協力の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害、火災及びその他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) その他この会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 会員は、〇〇〇(町)内に居住する世帯をもって構成する。

(役員及び組織)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 〇名
 - (3) 班長 〇名
 - (4) 副班長 〇名
- 2 役員は会員の互選による。
- 3 役員の任期は〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第6条 会長は、防災会を代表し、会務を統括し地震等の発生時における応急活動の総合調整を行う。また、平常時の活動を主催する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。
- 3 班長は、会長の命を受け、副班長及び班員の指揮並びに連絡調整にあたる。
- 4 副班長は、班長と共にその職務に協力をする。

(会議)

第7条 この会に、総会及び役員会を置く。

2 総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項を審議する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) その他総会で特に必要と認めた事。

(会費)

第8条 この会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第9条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

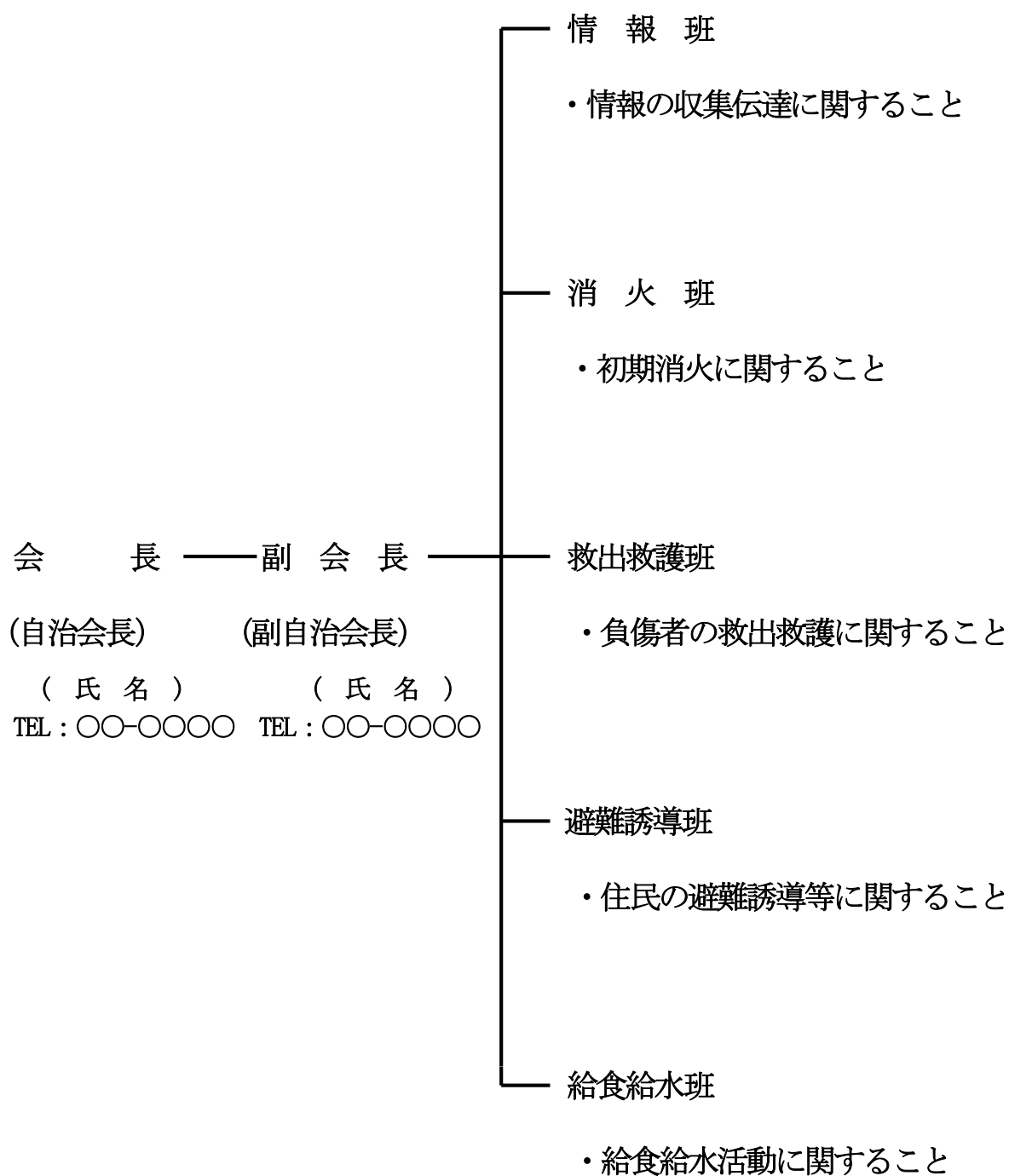
(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

自主防災会の組織 (例)



自主防災会組織の活動詳細 (例)

<u>役職・班名</u>	<u>平 常 時</u>	<u>災 害 時</u>
会 長 副 会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・本防災会を代表し、会務を統括し、目的の達成のため事業の促進等に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事 ・災害応急活動等の統括に関する事 ・避難命令等の連絡徹底に関する事
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・回覧, 防災マップ作成等による防災知識の普及啓発に関する事 ・情報の収集伝達に関する事 ・情報収集伝達訓練の計画実施に関する事 ・組織内の連絡調整及び他の機関の連絡に関する事 ・必要資機材の整備点検に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集伝達に関する事 ・指揮等の伝達に関する事 ・地域の被害状況, 避難状況等の把握, 報告に関する事 ・組織内の連絡調整及び他の機関の連絡に関する事
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器具等必要資機材の整備点検に関する事 ・地域の安全点検に関する事 ・初期消火技術の習得, 用水確保等消火訓練の計画実施に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止と初期消火に関する事 ・救出救護班との連絡に関する事
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・救助用資機材, 医薬品等必要資機材の整備点検に関する事 ・地域の安全点検に関する事 ・資機材の使用法, 負傷者の搬送法, 応急法, 医療施設の確認等救出救護訓練実施に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出活動及び搬送に関する事 ・負傷者の応急手当に関する事 ・防災関係機関, 医療機関等の協力に関する事

平 常 時

災 害 時

避難誘導班

- ・避難路，避難場所の把握に関する
こと
- ・避難誘導訓練計画実施に関する
こと
- ・必要資機材の整備点検に関する
こと
- ・地域の安全点検に関すること

- ・安全な避難誘導に関すること

給食給水班

- ・炊飯装置，燃料等などの備蓄管
理など必要資機材の点検整備に
関すること
- ・給食給水訓練計画実施に関する
こと

- ・炊き出しに関すること
- ・食糧，飲料水，生活必需品等の
確保，配分に関すること

自主防災会防災計画書 (例)

1 目的

この計画は、〇〇〇(町)防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

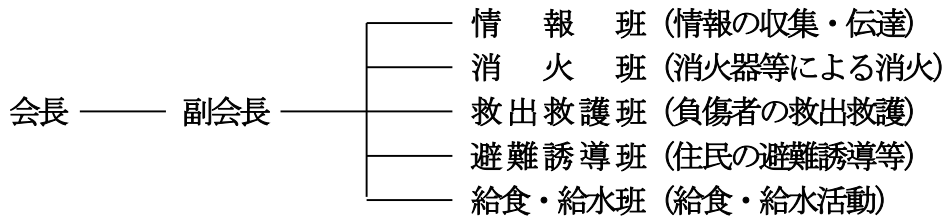
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ア 防災組織及び防災計画に関する事。
- イ 地震、火災、水災等の知識に関する事。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
- エ 地域周辺の環境に応ずる防災知識に関する事。

(2) 普及の方法

- ア パンフレット、チラシ等の配布

- イ 自治会等の会報紙等への記事掲載
- ウ 座談会, 講習会, 防災映画会等の開催

5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて, 情報の収集・伝達, 消火, 避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため, 次により訓練を実施する。

- (1) 訓練の種別は, 個別訓練及び総合訓練とする。
- (2) 個別訓練
 - ア 情報の収集・伝達
 - イ 消火訓練
 - ウ 避難訓練
 - エ 救出・救護訓練
 - オ 炊き出し訓練
- (3) 総合訓練は, 2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
- (4) 訓練の実施に際しては, その目的, 実施要領等を明らかにした訓練実施計画を策定する。
- (5) 訓練の時期及び回数
訓練は防災週間・ボランティア週間中及び春季, 秋季の火災予防週間等に実施又は随時実施する。

6 情報の収集・伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し, 適切な応急措置をとるため, 情報を収集するとともに, 必要と認める情報を地域内住民, 防災関係機関等に伝達する。

- (1) 情報班は, 地域内の災害情報, 防災関係機関, 報道機関等の提供する情報を収集するとともに, 必要と認める情報を地域内住民, 防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報収集の伝達は, 電話, テレビ, ラジオ, トランシーバー, 拡声器, 伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

- (1) 出火防止
大規模地震において, 火災の発生が被害を大きくする主な原因となっているので, 出火防止の徹底を図るため, 各家庭において, 主として, 次の事項に重点をおいて整備点検する。
 - ア 暖房用, 調理用等の火気使用設備器具の整備及びその周辺を整理整頓する。
 - イ その他建物等の危険箇所の状況
 - ウ 消火器等の管理状況, 危険物品等の保管状況
- (2) 初期消火対策
地域内に火災が発生した場合, 迅速に消火活動を行い, 初期消火をする。

- ア 消火器，三角バケツ，水バケツ等を各家庭に配備する
- イ 小型動力ポンプの防火水槽付近への配備

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊，落下物等により救出，救護を要する者が生じたときは，直ちに救出救護活動を行う。この場合現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班は，負傷者が医師の手当てを要する者であると認めたときは，医療機関又は防災関係機関が開設する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班は，防災関係機関による救出救護が必要と認めるときは，防災関係機関の出動を要請する。

9 避難対策

大規模災害の発生が予想される時，又は火災の延焼拡大等により，地域住民の人命に危険が生じ，又は生じるおそれがあるときは，次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難命令が出たとき，又は防災会会長が必要があると認めたときは，防災会会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は，防災会会長の指示に基づき，住民を次に定める避難場所に誘導する。

ア 大規模地震や火災による被害の発生が予測される時

〇〇公園（避難場所）

イ 台風等により，水害の発生が予測される時

〇〇小学校・〇〇集会所等（避難所）

10 給食・給水

避難所・避難場所における給食及び給水は，次により行う。

(1) 給食給水班は，市から配布された食糧又は地域内の家庭等から提供を受けた食糧等を配分し，又は炊き出しを行う。

(2) 給食給水班は，市から提供され，又は井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

(3) 各家庭において，3日分程度の非常食を準備する。

11 防災資機材等

(1) 防災資機材等は，別途計画による。

(2) 全防災資機材の点検・確認を随時行う。

芦屋市長様

自主防災組織名 _____ 防災会

代表者名 _____

住 所 _____

電話番号 () _____

F A X 番号 () _____

自主防災組織結成(変更)届

自主防災組織を結成(変更)しましたので、下記書類を添付の上届出します。

記

1 自主防災名 _____ 防 災 会

世帯数 _____ 世帯 構成員 _____ 人

設立年月日 令和 年 月 日

2 添付書類

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織班別組織表
- (3) その他

自主防災会防災事業（訓練等）実施結果報告書

令和 年 月 日			
芦屋市防災安全課 へ			
自主防災組織名		自主防災会	
代 表 者 名			
住 所			
電 話			
実施年月日	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
実施場所			
訓練等内容 (該当項目に○印)	初期消火・避難誘導・救護（AED等）・情報伝達・炊き出し・ 煙体験・土のう体験・資機材取扱・避難所開設・要配慮者支援・ その他 ()		
参加人員	人	担当者	電話 ()
訓練等の状況			
訓練結果の評価			

※ お手数ですが、防災安全課の窓口までご報告願います。(FAX 送信 (38-2157) でも可。)